

平成18年（行ウ）第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成19年（行ウ）第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之 外36名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成20年（行ウ）第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太 外15名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(処分行政庁 東京都知事)

## 準備書面(13)

平成23年9月22日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

鎌田真理



同

村 木 健 司



同

佐々木



同

大 野



同

守 屋



被告東京都は、本書面において、

平成23年6月28日付け原告ら準備書面36（以下、「原告準備書面36」という。）の補助54号線サークル部分に関する主張について必要な範囲で反論する。

- 1 既に、被告東京都が指摘しているところであるが、本件事業認可の適法性判断は平成15年都市計画変更決定について行うものであり、それ以前の昭和41年都市計画変更決定をもって、本件事業認可の適法性について認否・議論する必要性は認められないというべきである（被告東京都準備書面（6）第2、3頁、同（7）7頁、同（8）3頁、6頁から9頁等）。
- 2 なお、平成15年都市計画決定が適法であることについては既に主張しているが、同決定において、サークル部分の変更をしなかった点を含め、補助54号線の位置並びに区域及び構造（規模）が適切であること等に係る該当箇所を以下に再度指摘する。
  - (1) 「補助54号線の位置が適切であること」については、被告東京都準備書面（1）15頁から16頁
  - (2) 「補助54号線の区域及び構造（規模）が適切であること」については、同16頁から19頁
  - (3) 「補助54号線の平成15年都市計画変更決定の理由」については、被告東京都準備書面（3）5頁から11頁
- 3 さらに、上記1のとおり、争点とはならないが、昭和41年都市計画変更決定時にサークル部分が設置された理由の原告の主張について述べれば、
  - (1) 補助54号線は、小田急線を立体交差する場合、補助210号線（茶沢通り）とも立体交差としなければならないことから、側道及び東側サークル部分の設置により相互交通を可能にする必要があったこと
  - (2) 補助54号線と小田急線の立体交差により、小田急線により遮断されることになる西側地区（既存商店街）から小田急線を跨いで東側への利用が可能になるように、側道及び西側サークル部の設置により相互交通を可能にする必要があったこと
  - (3) 設置位置としては、補助54号線の現況の縦断地形から、補助210号線（茶沢通り）との交差部が周辺の地形と比べて低地部にあるという東側の地形（地

盤高31.4メートル程度：丙第28号証の1の1地盤高参照)や商店街の既存道路(西側区道)の高架下通行を配慮したこと等の理由(当時の資料が残っていないことから推測)も付加した上で、原告の指摘について、特に争うものではない。